

# 岐阜県公報

号 外 (二) 令 和 七 年 九 月 十 二 日

## 目 次

### 選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数 (選挙管理委員会) ページ 一
- 岐阜県議会議員岐阜市選挙区補欠選挙において選挙運動に  
関し支出することができる金額の制限額 (同) 二

### 選挙管理委員会告示

#### 岐阜県選挙管理委員会告示第四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和七年九月十二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 竹 内 治 彦

- 令和7年9月11日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数 1,604,460人
- 総数の50分の1の数 32,090人
- 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

300,558人

| 選挙区名   | 総数(人)   | 3分の1の数(人) |
|--------|---------|-----------|
| 岐阜市    | 330,896 | 110,299   |
| 大垣市    | 143,135 | 47,712    |
| 高山市    | 70,180  | 23,394    |
| 多治見市   | 88,101  | 29,367    |
| 関市・美濃市 | 85,256  | 28,419    |
| 中津川市   | 60,712  | 20,238    |
| 瑞浪市    | 29,172  | 9,724     |
| 羽島市    | 55,006  | 18,336    |
| 恵那市    | 38,569  | 12,857    |
| 美濃加茂市  | 42,517  | 14,173    |
| 土岐市    | 44,723  | 14,908    |
| 各務原市   | 119,027 | 39,676    |
| 可児市    | 91,678  | 30,560    |
| 山県市    | 20,875  | 6,959     |
| 瑞穂市    | 44,041  | 14,681    |
| 飛騨市    | 18,610  | 6,204     |
| 本巣市    | 42,080  | 14,027    |
| 郡上市    | 31,647  | 10,549    |

|     |        |        |
|-----|--------|--------|
| 下呂市 | 24,186 | 8,062  |
| 海津市 | 26,591 | 8,864  |
| 羽島郡 | 39,319 | 13,107 |
| 養老郡 | 22,009 | 7,337  |
| 不破郡 | 26,464 | 8,822  |
| 安八郡 | 19,096 | 6,366  |
| 揖斐郡 | 52,417 | 17,473 |
| 加茂郡 | 38,153 | 12,718 |

岐阜県選挙管理委員会告示第四十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による令和七年九月二十一日執行の岐阜県議会議員岐阜市選挙区補欠選挙において選挙運動に関し支出することができる金額の制限額は、候補者一人につき次のとおりである。

令和七年九月十二日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 竹内 治彦

六、九五二、六〇〇円